# 従業員の退職金は 中央会の特定退職金共済制度で

## ■特定退職金共済制度のねらい

特定退職金共済(特退共)制度は組合や中小企業が①有能な人材を確保し、組合や中小企業の繁栄の礎を築くために、②働く人々の勤労意欲を刺激し、従業員の定着率を高めるために、あるいは③長年組合や企業の発展に貢献してきた退職従業員のハッピー・リタイアメントのために、千葉県中小企業団体中央会が特定退職金共済団体として、中央会が経営者に代わって従業員に対する退職金規程を設定し実施するもので、事業主はこの制度に加入することにより、個々の企業が退職金制度を設けたのと同じ効果が期待できるものです。

# ■特退共制度の概要

### [制度の特色]

- □この制度の採用により、安定した退職金制度が確立できます。
- □この制度の採用により、法律で定められた退職金支払のための保全措置が講じられます。「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)
- □掛金は従業員1人あたり月額30,000円まで損金(必要経費)として扱われ、従業員の給与にもなりません。税制適格年金(企業年金)・中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。(所得税法施行令第64条・法人税法施行令第135条)
- □他の特退共制度との重複加入は認められません。
- □年金と一時金が退職者の選択制になっています。

### [掛金]

- □1□1.000円として従業員1人につき最高30□(30.000円)まで加入できます。
- □掛金のご負担は全額事業主負担です。(所得税法施行令第73条)

#### [給付金]

- □給付金はいかなる場合(懲戒解雇を含む)にも事業主にはお支払できません。
- □給付金は直接従業員へ支払われます。(所得税法施行令第73条)
  - (1)退職年金=加入5年以上又は満70歳に達した従業員が退職し、年金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。なお、年金の支給期間は10年です。(年金月額1万円未満の場合は、一時金のお取扱いとなります。)
  - (2)退職一時金=加入従業員が退職し、一時金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。
  - (3)**死亡退職一時金**=加入従業員が死亡により退職したときにご遺族に支払われ、退職一時金に、 払込中の掛金1口につき10,000円加算した金額が支払われます。

# ■制度の取扱い

### [契約できる事業主]

#### 共催契約者

千葉県中央会の地区 (千葉県の区域) 内に事業所を有する事業主

### [加入できる従業員]

#### 被共済者

□千葉県に事業所を有する者と雇用関係にある健康で正常に就業されている者で、加入日現在にお

いて満15歳以上満65歳未満の従業員の方。 □加入させる場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。 □加入させなくてもよい従業員、①臨時に雇われている者、②季節的な仕事のために雇われている 者、③試用期間中の者、④非常勤の者、⑤パートタイマー、⑥休職中の者、⑦退職金規程等により退職金の支払勤続年数に満たない者(例:規程上、勤続2年に満たない者)
[加入できない方] □加入年齢範囲でない従業員 □事業主及び事業主と生計を一にする親族 □法人の役員(法人税法第35条第5項、同法施行令第71条に規定する使用人としての職務を有する役員を除く) □他の特定退職金共済団体の加入者
「加入申込手続」 □新規加入と増口は、毎月お取扱いいたします。 □減口は、原則としてできません。 □所定の申込用紙にご記入の上、毎月10日までに、中央会又は引受保険会社の三井生命保険㈱へお申込みください。 □毎月10日までのお申込分については、翌月の18日(休日の場合は翌営業日)に申込金(加入承認により掛金に充当)をご指定の預金口座より自動振替させていただきます。 □申込金が振替できなかった場合には、お申込みを取消しされたものとみなします。振替のできた契約については、振替日の翌月1日が本制度の加入日となります。
■税法上の取扱い
<ul> <li>【掛金】</li> <li>□事業主がこの制度に支払った掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金(必要経費)となります。(法人税施行令第135条、所得税法施行令第64条)</li> <li>□従業員の給与所得にもなりません。(所得税法施行令第64条)</li> <li>*事業主が退職給与引当金の積立を行なっており、退職給与規程の全部または一部をこの制度で肩代りする場合(「枠内支給制」)には、退職給与引当金との調整が必要となります。</li> </ul>
<ul><li>[退職年金]</li><li>□雑所得となります(公的年金等の扱い)。(所得税法第35条・第31条、所得税法施行令第72条)</li></ul>
[退職一時金] □退職所得となります。(所得税法第30条・31条、所得税法施行令第72条)
[死亡退職一時金] □死亡退職金として扱われます。(相続税法第3条・第12条)
■お問合せ・申込み
□本会商業支援課共済担当:Tel.043-306-3284
□引受保険会社:三井生命保険㈱

千葉支社 Tel.043-225-7389 / 船橋支社 Tel.047-434-9075 / 柏支社 Tel.04-7164-6457